

第1章

計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、生涯を通じて健康に暮らせる「健康都市」実現のため、「一人ひとりが健康づくりの実践者、みんなで支え合い、笑顔でつながるまち」を目指し、平成28（2016）年度を初年度とした「柏崎市第二次健康増進計画『健康みらい柏崎21』」を策定し、健康づくりの取組を推進してきました。

さらに、平成29（2017）年度には、「柏崎市自殺対策行動計画『オープンハート・プラン』」（平成31（2019）年3月改訂）、平成30（2018）年度には、「柏崎市第3次食育推進計画」、「柏崎市第2次歯科保健計画」を策定し、各計画の整合性を図りながら、市民の心と体の健康づくりに総合的に取り組みました。

生活環境や食生活の改善、医学の進歩などにより、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は、着実に延伸しています。一方で、少子高齢化による人口減少、女性の社会進出、仕事と育児・介護の両立、高齢者の就労拡大、デジタル化の進展など、社会環境の変化により健康課題は多様化しています。

国は、令和6（2024）年度からの「健康日本21（第三次）」において、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、「誰一人取り残さない健康づくり」を展開するとともに、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置いています。

こうした状況の中、本市においては4つの計画が令和7（2025）年度をもって計画期間を終了することから、前計画の内容を引き継ぎ、さらに国の制度改正や社会情勢などを踏まえ、生涯にわたる幅広い健康づくりを推進するため新たな計画を策定します。

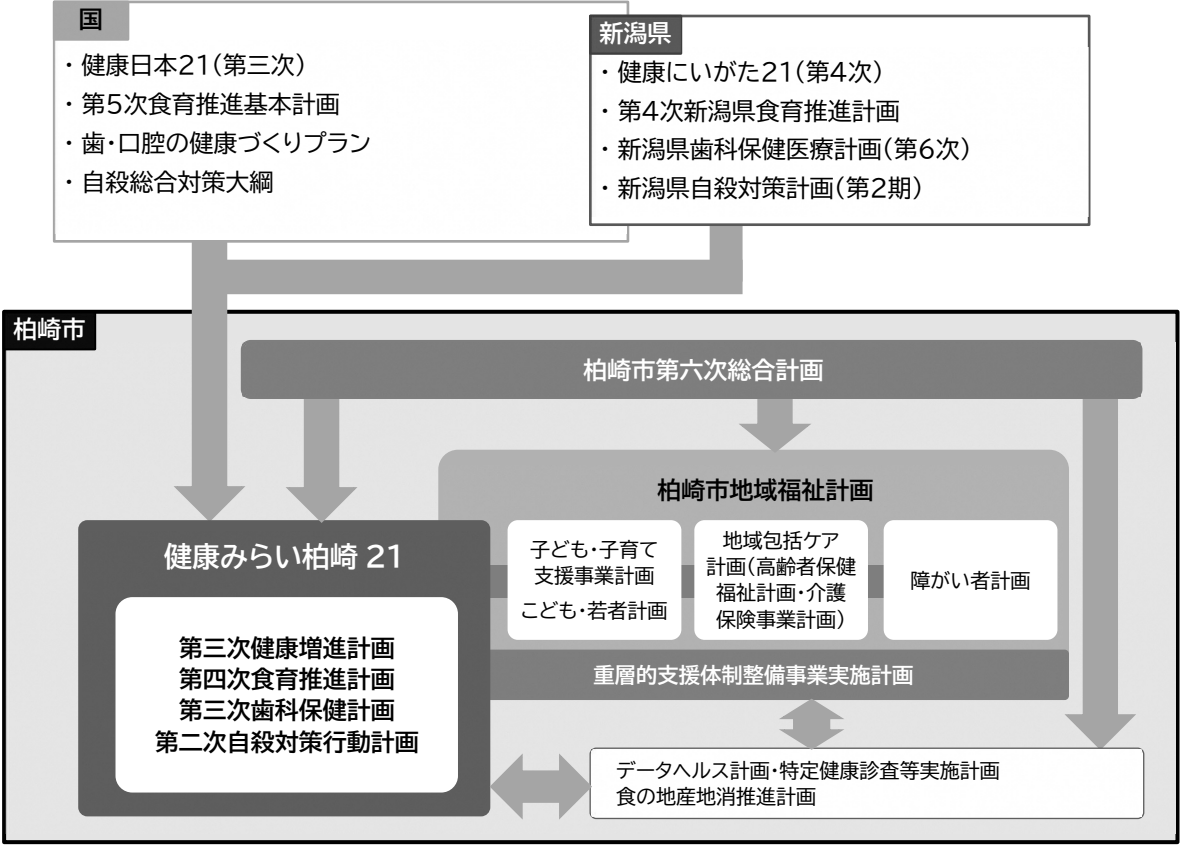
なお、健康増進、食育、歯科保健、自殺対策は、それぞれが密接に関係することから、本計画では独立した4つの計画を一体的に策定し、本計画書の名称を「健康みらい柏崎21（第三次健康増進計画、第四次食育推進計画、第三次歯科保健計画、第二次自殺対策行動計画）」とし、より効果的に相互の事業を関連させた健康づくりを推進します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「健康増進法」に基づき策定する市町村健康増進計画、「食育基本法」に基づく市町村食育推進計画、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「新潟県歯科保健推進条例」に基づく市町村歯科保健計画、「自殺対策基本法」に基づく市町村自殺対策計画として位置付け、4計画を一体的に管理、進捗できるように策定します。そのほか、国や県の健康づくり、食育、歯科保健、自殺対策に係る計画等との整合を図っています。

さらに、市の最上位計画である「柏崎市第六次総合計画」に基づく、健康づくりに係る分野別計画であり、福祉分野など関連する分野別計画とも整合を図っています。

■ 計画の位置付け



第1章 計画策定に当たって



SDGs の実現に向けた取組の推進について

国連サミットで採択された国際目標であるSDGsの考え方を踏まえ、本計画を推進していきます。17の目標項目のうち、特に以下の目標項目を意識し、本計画を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

4 質の高い教育を みんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいも 経済成長も 	10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
1 貧困を なくそう 	2 飢餓を ゼロに 	3 すべての人に 健康と福祉を 				

3. 計画の期間

令和8（2026）年度から令和19（2037）年度までの12年間とし、令和13（2031）年度を目途に、各目標の達成度、進捗状況などについて中間評価を行い、また、必要に応じて見直しを行います。

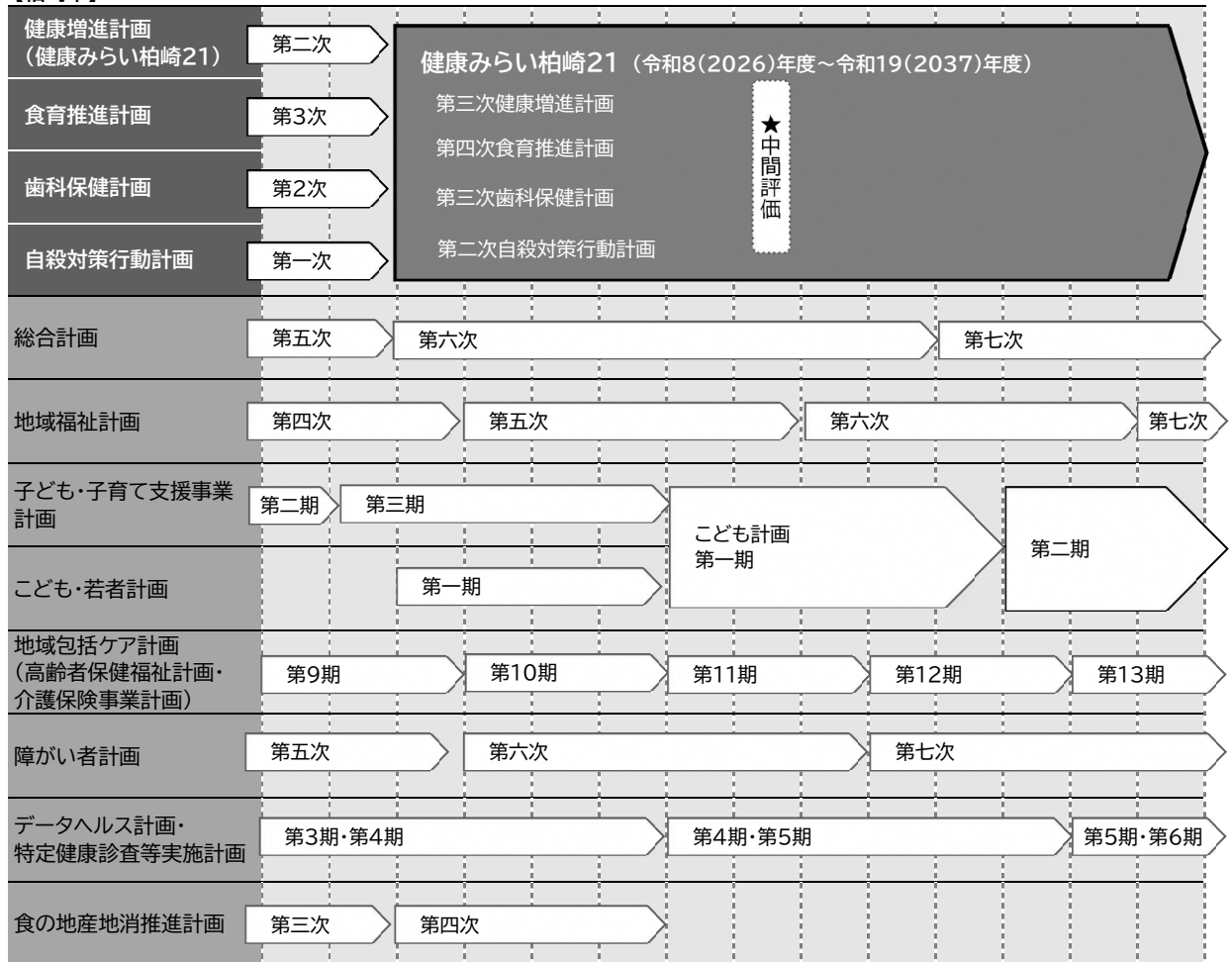
■ 関連計画の期間

令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度	令和18 (2036) 年度	令和19 (2037) 年度
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

【国】



【柏崎市】



※令和9（2027）年度以降に見直し予定の計画期間は現時点での想定。

4. 国・県の動向

健康増進、食育、歯科保健、自殺対策の各計画の国・新潟県の主な動向は以下のとおりです。

■ 各計画の国・県の動向

計画	国	新潟県
健康増進	健康日本21(第三次) <small>計画期間 令和6～17年度</small> ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現 基本的な方向性 健康寿命の延伸・健康格差の縮小 個人の行動と健康状態の改善 社会環境の質の向上 ライフコースアップローチを踏まえた健康づくり 新たな視点 ・女性の健康を明記 ・自然に健康になれる環境づくり ・他計画や施策との連携も含む目標設定 ・アクションプランの提示 ・個人の健康情報の見える化・利活用について記載を具体化	健康にいがた21(第4次) <small>計画期間 令和7～14年度</small> 基本理念 県民の健康寿命が延伸し、すべての世代が生き生きと暮らせる「健康立県」の実現 達成目標(成果指標) 健康寿命の延伸(平均寿命と健康寿命の差の縮小) 基本的な方向 生活習慣の改善及び生活習慣病の発症・重症化予防 ライフコースアップローチを踏まえた健康づくりの展開 県民一人一人が健康づくりに取り組める環境づくり
	第5次食育推進基本計画 <small>計画期間 令和8～12年度</small> 重点事項の方向性 (1)学校等での食や農に関する学びの充実 (2)健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進 (3)国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大	第4次新潟県食育推進計画 <small>計画期間 令和7～14年度</small> 基本理念(キャッチフレーズ) 新潟の食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む(にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心) 計画の柱と目標 生涯にわたる健康づくりを支える食育の推進 持続可能な新潟の食を支える食育の推進 新潟県の将来を担う若い世代への食育の推進
歯科保健	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第二次)「歯・口腔の健康づくりプラン」 <small>計画期間 令和6～17年度</small> 歯科口腔保健パーパス(社会的な存在意義・目的・意図) 全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現 パーパスの実現のための方向性 健康寿命の延伸・健康格差の縮小 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現 歯・口腔に関する健康格差の縮小 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備	新潟県歯科保健医療計画(第6次) <small>計画期間 令和7～14年度</small> 目指す姿 すべての県民が歯・口腔の健康づくりに当たり前に取り組み、生涯にわたり自分の歯を保ち、何でもかんで食べられ、いきいきと元気に過ごしている。 計画の基本方針 自分の歯・口腔の健康を自分で守るための行動変容の支援 ライフコースアップローチを踏まえた歯・口腔の健康づくり 歯・口腔の健康づくりを推進するための社会環境の整備
	「自殺総合対策大綱」 <small>令和4年10月閣議決定</small> 基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す 基本方針 生きることの包括的な支援として推進する 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる 実践と啓発を両輪として推進する 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	新潟県自殺対策計画(第2期) <small>計画期間 令和7～14年度</small> 基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現します。 基本的な方向性 県民運動としての自殺対策の推進 自殺の多い世代や自殺のリスクが高い人などへの支援 生きづらさを抱えた人への支援

第1章 計画策定に当たって

